令和２年８月２４日

小学生、中学生の保護者の皆様

伊勢原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

日頃より本市の教育活動ならびに新型コロナウイルス感染拡大防止に対しましてご理解･ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、２学期の始まりにあたり、改めて学校における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応についてお知らせいたします。引き続き、ご家庭におきましても、お子様ならびにご家族の健康状態の確認、咳エチケットや手洗い等の基本的な感染症対策へのご協力をお願いいたします。

**１　感染症対策について**

**（１）基本的な感染症対策**

**ア　感染源を絶つこと**

(ｱ)毎朝、お子様の健康状態、ご家族の健康状態の確認(検温等)をお願いします｡

・発熱や咳などの風邪の症状がある場合は、自宅で休養させてください。

・家族に発熱やせきなどの症状がある場合にも、お子様の自宅での休養をご検討ください。

(ｲ)学校では、登校時、健康観察のカード等に記載された体温及び風邪等の症状の確認をします。

・発熱等が確認された場合には、速やかに早退をすることになりますので、学校から連絡が取れる体制を整えてください。

　**イ　感染経路を絶つこと**

　 (ｱ)手洗い等の徹底

・ハンカチやタオル等は２枚以上用意し、特に給食等の際の手洗い時には、清潔なハンカチ等を使用できるようにしてください。

・学校では、登校時、給食の前後、外から教室に入る時、共有のものを触る時、トイレの後などに、まめに手洗いを行うよう指導を徹底します。

　 (ｲ)咳エチケット等の徹底

・児童・生徒も教職員も日常的にマスクを着用します。

《マスクをつけなくてもよい場合》

気温や湿度が高い場合は、マスクの着用により、熱中症の危険性が高まります。そこで、スポーツ庁や厚生労働省の見解もふまえ、学校生活において、次の場面では、児童・生徒がマスクを外すことも可能であるとしています。

○体育の学習中　○体育の学習以外で､体を動かす場合　○部活動中

○登下校中　○屋外活動で暑さ等により健康被害が発生する可能性が高い場合

○その他、健康状態等によりマスクを外すことが望ましい場合

**※マスクを外す場合には「人との距離を十分に保つ」「会話をしない」**

　 (ｳ)教室等の換気等

・学校では、教室等の換気や児童・生徒が「密接」状態にならないよう努めます。

　 (ｴ)多くの児童・生徒が手を触れる場所の消毒

・学校では、適宜、消毒液で消毒します。

　**ウ　抵抗力を高める**

　　　免疫力を高めるため、｢十分な睡眠｣｢適度な運動」｢バランスのとれた食事｣を心がけてください。

**（２）感染が疑われる場合の対応について**

○以下の場合には、速やかに学校にご連絡ください。

・お子様やご家族の感染が確認された場合

・お子様やご家族が濃厚接触者に特定された場合

・お子様やご家族に発熱等の症状があり、感染症の検査を受ける場合

・お子様やご家族が感染したおそれがある場合

○教職員、児童・生徒の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査等に必要な日数で、学級、学年または全校で臨時休業を実施します。

（濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や濃厚接触者がいない等の場合には、臨時休業を実施しないこともあります。）

　※臨時休業中は児童コミュニティクラブの利用ができません。

（全校で臨時休業を行う場合は児童コミュニティクラブを閉所します。）

**２　その他**

○以下の場合には欠席扱いではなく『出席停止』の扱いとすることができますので、学校に申し出てください。

・熱や症状があり学校を欠席する場合

・医療的ケアを必要とする場合

・基礎疾患等があり、主治医等から登校すべきでないと判断された場合

・症状が軽度でも、保護者が感染拡大防止等の観点から欠席させる場合

○児童・生徒及び教職員等が外部の方々と接触することを極力避けるため、不要不急の来校の自粛にご協力ください。なお、来校される場合は、マスクの着用・手洗い等のご協力をお願いします。

○感染拡大防止への配慮をしていても、感染を完全に防ぐことはできません。感染者への偏見や差別につながらないよう学校でも指導をしてまいります。感染者が発生した場合、急な臨時休業等で苦慮されることがあるかもしれませんが、うわさ等、風評被害が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。

担当課は　伊勢原市教育委員会

　学校教育課・教育指導課

TEL　0463-94-4711（代表）

FAX 0463-95-7615